

共に学び、 共に育つ！！

世田谷区立小・中学校、幼稚園での
医療的ケアの実施について



令和6年4月
世田谷区教育委員会

医療的ケア実施ガイドラインを策定しました

世田谷区では、令和6年3月に区立小・中学校、幼稚園、新BOP学童クラブにおける医療的ケアの実施について、「学校等における医療的ケア実施ガイドライン」を定め、学校等での医療的ケアを充実していくこととしました。

詳細は区のホームページをご覧ください。



学校等での医療的ケアの基本的な考え方

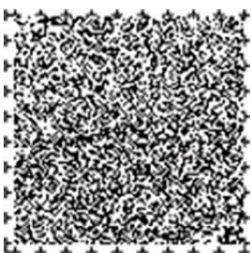
お子さんの学校生活の充実に向け、3つの視点を大切にしていって保護者の方と医療的ケアの実施について連携していきます。

- 1 医療的ケア児とその家族に寄り添い、医療的ケアを実施します。
- 2 医療的ケア児の状況に応じて、共に学び、共に育つことを大切にします。
- 3 医療的ケア児の家族の負担を軽減します。

学校等における医療的ケアについて

学校や幼稚園における医療的ケアとは、お子さんの学びを保障するため、医師の指示書に基づき、必要に応じて看護師が行う、生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療行為のことです。

医師の指示書に基づき、看護師が行う主な医療的ケアは次の通りです。



- 喀痰吸引
- 経管栄養
- 吸入
- 導尿



- 酸素管理
- 人工呼吸器の管理

※ 医療的ケアの開始後、しばらくはお子さんの健康状態の把握や、医療的ケアの内容や方法などについて確認をする必要があるため、保護者の方に付き添いを依頼することがあります。

また、お子さんの健康状態、看護師の体制、学校の教育活動の内容により、保護者の方に付き添いを依頼することがあります。

医療的ケアの実施に向けた相談



区立小・中学校、幼稚園において医療的ケアの実施を希望される場合は、支援教育課までご連絡ください。

保護者の方からお話を伺い、医療的ケアの実施や支援のあり方についてご説明いたします。

お子さんの状況や希望を踏まえて、保護者の方と一緒に支援について考えていきます。

※ 保育園や新BOP学童クラブについては、裏面の問い合わせ先までお願いいたします。

保護者の方へのお願い

医師が常駐していない区立小・中学校、幼稚園において、主治医の指示書に基づき医療的ケアを安全に実施するためには、ご家庭と学校や幼稚園が連携して、お子さんの日頃の状態を共通理解することが大切です。

保護者の方のご理解、ご協力をお願いいたします。



医療的ケア Q & A

Q 1 医師の指示書は、定期的に提出するのでしょうか。

A 1 医療的ケアの開始時とそれ以降は年に1回、定期的に提出いただきます。

また、年度途中でも医師の指示書による医療的ケアの内容に変更が生じた際にも提出いただき、共通理解を深めていきます。

Q 2 遠足などの学校行事に参加できますか。

A 2 参加できます。

お子さんが安全に参加できるように、保護者の方に事前にお話を伺ったり、ご協力をお願いしたりすることがあります。



お問い合わせ先

世田谷区立教育総合センター

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1

○ 区立小・中学校、幼稚園に関すること
支援教育課

電話 6453-1512



世田谷区子ども若者部／障害福祉部

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

○ 区立保育園に関すること

子ども・若者部 保育課

電話 5432-2319

○ 新BOP学童クラブに関すること

子ども・若者部 児童課

電話 5432-2306

○ 医療的ケア児（者）施策全般に関すること

障害福祉部 障害保健福祉課

電話 5432-2242

